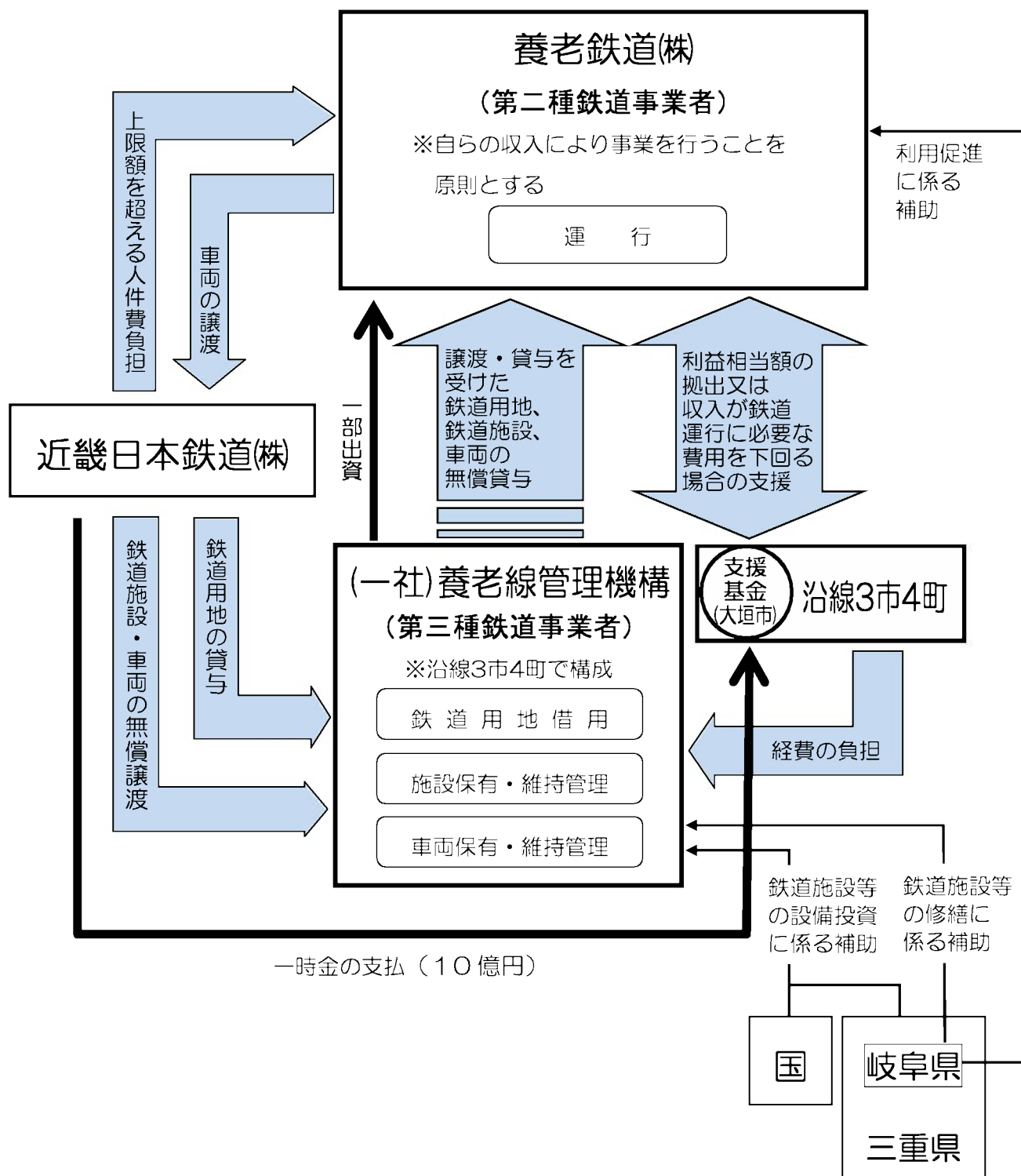


養老線の事業形態変更の経緯等

とき	主な内容等
平成19年10月～	上下分離方式による事業形態での事業開始 ※現在の事業形態 第二種鉄道事業者：養老鉄道㈱ 第三種鉄道事業者： <u>近畿日本鉄道㈱</u>
平成26年 3月～	「養老鉄道養老線のあり方に関する勉強会」を発足し、鉄道存続についてや、バス代替案等について検討
平成26年 7月	養老鉄道活性化協議会で近畿日本鉄道㈱から公有民営化方式への移行を提案 ※近畿日本鉄道㈱は、今後、事業環境がますます厳しくなる見通しである中、養老鉄道㈱の運営に伴い発生する損失について引き続き負担していくことは民間企業として難しいと判断し、公有民営による運営形態への変更を提案
平成26年 9月	沿線市町の議会で近畿日本鉄道㈱からの提案について報告
平成28年 3月 1日	「養老鉄道養老線に係る事業形態変更に関する基本合意」に合意 ・養老鉄道養老線を存続する。 ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく鉄道事業再構築実施計画の認定を受けて新たな事業形態に移行する。
平成28年 5月 6日	「養老線の事業形態変更に関する確認書」を交換 ・「養老鉄道養老線に係る事業形態変更に関する基本合意」を踏まえた基本的な方針を定めた事項 ・新法人は、近畿日本鉄道㈱から無償で借り受けた鉄道用地並びに無償で譲り受けた鉄道施設及び鉄道車両等を、養老鉄道㈱に無償で貸与 ・近畿日本鉄道㈱は、養老線支援基金に10億円（一時金）を拠出
平成28年 5月23日	「養老線の事業形態変更に関する沿線市町の負担割合に関する合意確認書」に合意 ・新法人の設立に係る出資金及び運営に係る経費に対する支援並びに養老鉄道㈱への支援に関し、沿線市町の間での負担割合は均等 ・新法人の運営に係る経費に対する支援の範囲については、改めて沿線市町で別途協議
平成28年 7月 6日	地域公共交通網形成計画の策定作業を進めるため、法定協議会の養老線地域公共交通再生協議会を設立

とき	主な内容等
平成29年 2月 1日	沿線市町において、第三種鉄道事業者となることを目的とした (一社) 養老線管理機構を設立
平成29年10月24日	養老線交通圏地域公共交通網形成計画の国への提出 (提出者：沿線市町)
平成29年11月15日	養老鉄道養老線鉄道事業再構築実施計画の国への認定申請 (提出者：沿線市町、養老鉄道㈱、(一社) 養老線管理機構)
平成29年12月21日	養老鉄道養老線鉄道事業再構築実施計画の国の認定 ((一社) 養老線管理機構の第三種鉄道事業者認可)
平成29年12月下旬	(一社) 養老線管理機構から養老鉄道㈱への出資 (500万円)
	近畿日本鉄道㈱から大垣市養老線支援基金への拠出 (10億円)
平成30年 1月 1日	新しい事業形態での事業開始 第二種鉄道事業者：養老鉄道㈱ 第三種鉄道事業者： <u>(一社) 養老線管理機構</u>

養老線の新たな事業形態へ移行後のスキーム図



※ 沿線3市4町：大垣市、桑名市、海津市、養老町、神戸町、揖斐川町、池田町

※ 近鉄から機構への鉄道用地の貸与については有償（使用料＝公租公課相当額）

(一社) 養老線管理機構の概要

- 1 名 称 一般社団法人 養老線管理機構
- 2 代 表 者 代表理事 広瀬幹雄（大垣市副市長）
- 3 主たる事務所 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地

4 目 的

西美濃・北伊勢地域における地域住民の自立した日常生活と社会生活の確保及び活力ある都市活動の実現を図るための基盤となる鉄道輸送の重要性に鑑み、養老線における第三種鉄道事業を行い、もって当該地域における交通機能の充実と輸送の確保及び個性豊かで活力に満ちたまちづくりの実現に継続して寄与する。

5 事 業

- (1) 鉄道事業法に基づく第三種鉄道事業
- (2) 前号に附帯関連する一切の事業

6 設 立 平成29年2月1日（水）

※第三種鉄道事業者を担う予定者として計画の策定作業に参加するため、平成29年2月1日に設立し、平成29年2月から養老線地域公共交通再生協議会に参加。

7 会 員

- (1) 正 会 員 沿線市町（社員）
- (2) 賛助会員 民間団体等

8 設立時の負担金等

区分	団 体	区分	金額(千円)	備考
正会員	沿線市町(40,000千円×7市町)	負担金	280,000	機構は、返還義務を負わない
賛助会員	民間団体等	寄附金	70,000	
		合計	350,000	

9 社員（正会員）

7団体（大垣市、桑名市、海津市、養老町、神戸町、揖斐川町、池田町）